

新たな情報通信政策の構築に向けて

2023年2月17日





日本を根本的に変えていく

日本を「人・知・金」が世界から集まる国に

新しい時代に向かって、この国を変えていかないと未来はない
アントレプレナーの力で日本を変える

1 民でできることは民に

- 政府の役割は、この原則から逆算
- 「民」が中心のフィランソロピーエコシステムを醸成

2 世界的に高い税金の引下げ

- 高い税金の国は必ず衰退
- JXに必要なあらゆる改革の大前提

3 「新結合」の推進・活用

- デジタルにより流動化するあらゆるつながりを「新結合」
- 「新結合」により新たな価値を創出し、生産性を向上

民でできることは民に

「民」による自由な経済活動が資源を効率的に配分し、
「最大多数の最大幸福」を実現

政府の役割は、この原則から逆算

- ① 市場を有効に機能させること
- ② 市場の失敗を補完すること
- ③ 富を再分配すること

日本において、政府の規制に対応するためのコストは、
労働生産性を大きく低下させている

- 労働時間の20%が、政府の規制対応のために充てられている
- 仮にこのコストを半減できれば、経済全体の生産性は8%上昇する

森川正之 一橋大学経済研究所教授「規制のコンプライアンス・コストと生産性」
(RIETI Discussion Paper Series 22-P-022, 2022年8月) より
<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/22p022.pdf>

「新結合」の推進・活用

イノベーション = 「新結合」

デジタル経済は、取引コスト（人々のやり取りのコスト）を変化させ、単なる効率化にとどまらない**新たな価値を創造**

アナログではコストが見合わなかった、遠く離れた場所への市場の拡大や、ニッチな市場でのビジネス（ロングテール）を可能に

特に、**個人・企業・政府**といった各主体の**つながりを流動化**させ、これらが「**新結合**」することで、**新たな価値を創造**

B2BやB2Cではなく、C2Cのビジネス（シェアリングエコノミー）を可能に

人・知・金が広く世界を流れる中、**日本の個性と海外の視点**の「**新結合**」により、**新たな価値を創造**

2017年のFortune 500の上位30社中、15社（Google、Apple、Amazonを含む）が移民1世・2世により設立

日本国内で**デジタル人材**が**圧倒的に不足**する中、**海外からの人材の呼び込み**は**不可欠**

大学IT分野専攻卒業生数は、日本は米国の1/5、インドの1/10未満にとどまる（2020年7月民間調査）

従来のB2BやB2Cを前提とした業法の見直しなど、
柔軟な政策・ルールが必要

移民の積極的な受入れなど、
「第三の開国」の実現が必要

「JAPAN TRANSFORMATION 新経済連盟10周年政策提言」（2022年12月）より
https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2022/12/221228_document_v1.pdf

① 税率を抜本的に引き下げ、資金調達やビジネスのガラパゴス規制は撤廃

- グローバルな人材獲得／企業立地競争を勝ち抜くための個人／法人所得課税や相続税の抜本的な引下げ（例：個人所得税の最大税率は55%→40%に）・出国税の見直し
- 第三者保有分を含めたトークンの簿価評価課税への見直し、暗号資産取引による利益の申告分離課税化
- 種類株式の上場制限撤廃
- インバウンド観光を阻む規制（例：ヘリスキーや水上コテージへの規制）などガラパゴス規制の撤廃
- ライドシェアや民泊などC2Cビジネスの制限撤廃
- 全ての「業法」の必要性・有効性の一括レビュー実施

👉 **企業はレベル・プレイング・フィールドでのグローバルなビジネスの創出・展開が可能に**

② 「移民基本法」を制定し、世界から人を集めることができる雇用システムを確立

- 移民基本法の制定による外国人の受入れ原則の明確化と技能実習制度の廃止
- 日本以外では当たり前のジョブ・ディスクリプションに基づく雇用の開始・終了ルールの導入・徹底
- 配偶者控除など「一家の大黒柱」を前提とした制度の廃止
- フリーランスなど「雇用」以外の働き方を円滑にする社会保険／労働関係制度の構築

👉 **個人は希望する就職・転職・配属の機会を得て、デジタル時代に必要な仕事で実力の発揮が可能に**

👉 **企業は多様でエンゲージメントの高い人材を適材・適所・適時で活かすことが可能に**

③ 地方政府間の改革競争を促進するとともに、フィランソロピーエコシステムを醸成

- 道州制を一つの選択肢とした地方政府間の改革競争を促進する統治機構の構築とデータ基盤の全国共通化の徹底
- 税率の抜本的な引下げと社会保障支出の見直し、公益法人などを巡る制度の改革や寄附税制などの改革を一体的に行い、ベンチャー・フィランソロピーなど「民」が「公」の役割を果たすことによる新たな金の流れを構築
- 専門性の高い人材の採用・配置、EBPM原則の法定
- 官僚が既得権益と結びついて抵抗勢力となることにつながる省ごとの終身雇用制度の廃止
- コモン・ローの考え方を取り入れ、成文化による「先回り規制」の回避

👉 効率的な政府がエビデンスに基づき、pro-businessな対応を機動的に行うことを可能に

④ 個別分野の知識を蓄積する教育スタイルは脱却し、広い裾野で“LEEDF”教育を強化

- L: リーダーシップ/E: 英語/E: 起業家/D: デジタル/F: 金融教育を初等・中等・高等教育のそれぞれで強化
- ビジネス経験を持つ教員を拡大、大学は情報系学科の定員拡大・カリキュラム改革などによりデジタル時代に対応

👉 個人は自ら考えデジタル時代を生きる能力を獲得することを可能に

⑤ Web3時代を見据えたデジタル化徹底のための規制・税制改革

- ブロックチェーン/NFTの発展・普及を阻む規制・税制の一括改革のための「Web3社会形成促進一括法」の制定
- 「デジタル社会形成基本法」を改正し、官・民のあらゆる手続の完全デジタル化、2030年までの「ゼロキャッシュ社会」の実現、API開放徹底の原則を明記
- OS/アプリストアに焦点を当てた競争阻害行為の禁止規制/手数料規制の導入

👉 単なる効率化ではなく新たな価値を創出する、社会全体のつながりの「新結合」を可能に

- DXにより、社会・経済のあらゆるものがICT／デジタルと一体化
- DXの本質は、“D”よりも“X”（Transformation）にある

「情報通信政策」とは、何のための、何を対象とした政策なのか

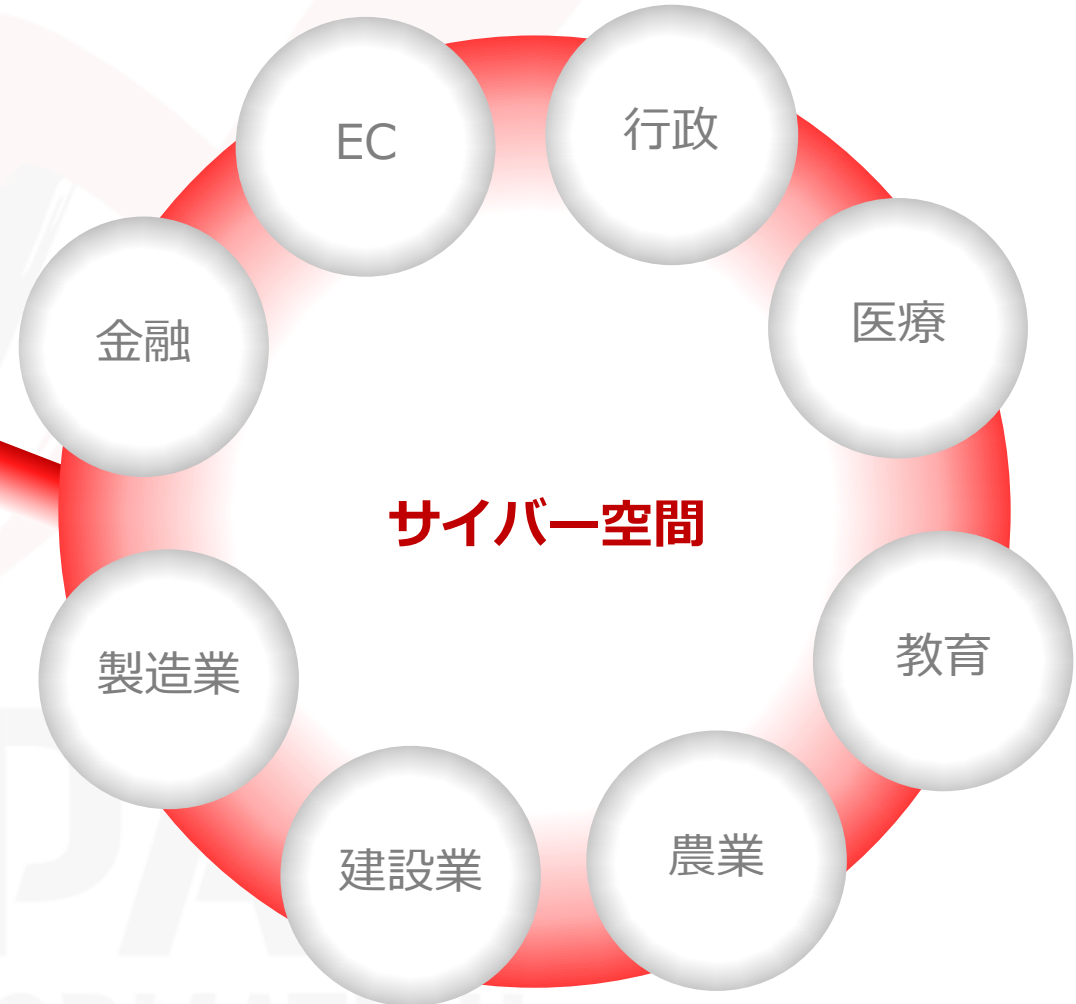
- | | |
|--------------------|--------------------|
| ● 行政や社会全体のデジタル化 | ▶ デジタル庁 |
| ● 個別分野のDX | ▶ 分野所管の各府省 |
| ● デジタルビジネスの振興や課題対応 | ▶ 経済産業省 |
| ● 個人データの保護 | ▶ 個人情報保護委員会 |
| ● デジタルサービスの消費者保護 | ▶ 消費者庁 |
| ● サイバーセキュリティ | ▶ 内閣サイバーセキュリティセンター |

総務省の「情報通信政策」においては、そのコア・コンピタンスを踏まえ、 情報通信の根幹部分に焦点を当てるべきではないか

行政リソースの効果的・効率的な活用と、実質的な二重行政／規制により
経済全体の生産性を損なわないようにするための両面から重要



根幹の通信手段



サイバー空間

① 人々がサイバー空間にアクセスすることを可能にする根幹の通信手段に関する課題対応

モバイル、FTTHなどを巡る
競争政策、利用者政策、技術政策など

法制度の例：電気通信事業法、携帯電話不正利用防止法

「個別分野を含むサイバー空間すべて」や
「デジタル“産業”」などを
「情報通信政策」の領域として
捉えようとするのではなく
リソースを集中投下すべきではないか

② サイバー空間の情報流通そのものに関する課題対応

インターネット上の情報発信などを巡る利用者政策、技術政策など
法制度の例：プロバイダ責任制限法

1 電気通信事業法の抜本的な見直しに着手すべき

- ✓ 電気通信事業法は、物理的設備のボトルネック性などに着目して通信キャリア間の公正な競争環境を確保するための枠組みを定めることなどにより、「**根幹の通信手段**」を維持・発展させていく上で、**これまで重要な役割を果たしてきた。**
- ✓ しかしながら、「電気通信事業」には、商品のネット販売などのデジタルサービスも含まれる一方で、リアルでも提供している商品のネット販売は含まれない*など、あらゆるものがICT/デジタルと一体化する中で、**基本的な概念の合理的な理解が困難であり、規制対応コストをより一層高めている。**
※ ただし、新聞社の提供するオンラインニュースについては、「電気通信事業」とされている。
- ✓ 電気通信事業法を「**根幹の通信手段**」の業法として再整理した上で、**利用者が安心してインターネットを使うことができる**などのための「**サイバー空間の情報流通そのもの**」に関するルールについては、**別途の体系として構築していくべき。**
- ✓ また、**物理的設備を起点に「電気通信役務」や「電気通信事業」といった概念が構築されている現在の体系を、ネットワークの仮想化などを踏まえて見直すべき。**

2 政策対応に当たっては、経済原理に沿ったものであることを検証した上で行うべき

- ✓ **民間の自由な経済活動の保障が資本主義社会の原則であり、かつ、資源の効率的な配分を可能にすることを踏まえつつ、政策による対応は、市場の失敗を補完するものであるかなど、経済原理に沿ったものであることを検証***した上で行うべき。
※ 例えば、利用者保護のための規制を検討する前に、競争の中での利用者の事業者選択を通じた解決ができないか、（事前規制ではなく）セーフティネットの整備では不十分か、（規制ではなく）利用者の啓発を通じた対策が可能かを検証することが必要。
- ✓ また、法制度が必要となる場合であっても、現在のプロバイダ責任制限法のような**民事的なルールを超えて、行政による介入が真に必要なものであるかどうか**も、十分に検証すべき。

3 ポリシーミックスによる戦略的対応の重要な一部として情報通信政策に取り組むべき

- ✓ 例えばEUでは、**個人の権利や環境保護といった理念**を前面に出しつつ、**様々な法規制・標準化といったポリシーミックス**により、究極的には**自国産業の保護・育成といった産業政策的な意図を実現**しようとする**戦略的対応***が行われている。
※ 「データ主権」の考え方に基づく特定プラットフォームへのデータ集中の排除、環境規制としてのトレーサビリティデータの管理・共有の義務化、関係各主体が分散して管理するデータを共有・連携させる仕組み（GAIA-X、Catena-X）を構築するための標準化の推進などを戦略的に組み合わせることにより、結果的に自国産業が有利となるような状況を生み出そうとしているものと考えられる。
- ✓ このような**海外の制度を表面的・理念的に取り入れる**ことで、単に**規制対応コストを増加させて経済全体の生産性を犠牲にする（“セルフ経済制裁”）**のではなく、広い視野に立った上での**ポリシーミックスによる戦略的対応**を行うべき。
- ✓ 総務省の**情報通信政策**も、**技術やビジネスの国際的な競争力という観点**を意識しつつ、そのような**ポリシーミックスの重要な一部**として取り組むべき。
- ✓ **経済安全保障**のための政策についても、“セルフ経済制裁”とならないよう、目的に照らして**真に必要な最小限度の介入**（事業者や設備に対する規制など）にとどめるべき。
- ✓ また、法制度の**域外適用**により、**国内事業者・海外事業者の完全なイコールフットイング**を確保すべき。

4 EBPMに基づく政策立案を徹底し、設定したKPIの下でのアジャイルな対応で取り組むべき

- ✓ エピソード・ベースではなく、**政策目的を明確化**した上での**統計や業務データなどの客観的な証拠**に基づく**エビデンス・ベースでの政策立案（EBPM）**を徹底すべき。
- ✓ その際は、**KPIを設定し、細分化・ツリー化**した上で**進捗管理**を行うという手法を採用すべき。
- ✓ 進捗管理の中で、KPIが達成できていない場合には、**柔軟に軌道修正**を行うという**アジャイルな対応**で取り組むべき。

